

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
狭山高等学校	備品出納簿に記載されている下記の備品の一部が廃棄されていたが、不用決定が行われていなかった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （不用の決定及び不用品の処分） 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額	
		商品名				
	家具什器類	箱類	昭和 57 年 3 月 23 日	1	135, 000 円	
		整理箱				
措置の内容						
検出事項について、当該備品の一部が廃棄済みであることから、当該備品を分割し、廃棄された備品を不用決定するとともに、残存する物品を消耗品に分類換えをした。 検出事項の原因は、教職員の備品の処分に係る関係法令の認識不足によるものである。 再発防止に向けて、教職員に対し、適切な備品管理に係る関係法令を周知するとともに、備品が使用不可となった場合の対処方法について改めて指導した。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月31日）